

○東京藝術大学社会連携講座規則

〔令和5年5月25日
制 定〕

改正 令和6年10月17日

(設置)

第1条 この規則は、本学における社会連携講座の設置及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 社会連携講座は、民間機関等と連携することにより、本学における教育研究の進展と充実を図り、人材育成をより活発化させ、もって学術の推進及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「社会連携講座」とは、公共性の高い共通の課題について、本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費を活用して設置するものをいう。

2 この規則において「部局等」とは、各学部（研究科を含む。）、大学美術館、社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術未来研究場及び芸術未来研究場に置かれた横断領域をいう。

(名称)

第4条 社会連携講座には、当該社会連携講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 社会連携講座の名称には、当該民間機関等が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局等の長は、民間機関等から社会連携講座の設置に係る申込みがあつた場合において、当該社会連携講座の設置が本学の教育研究の進展及び充実並びに人材育成に有益であると認めたときは、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 社会連携講座設置申込書（別紙様式1）
- (2) 社会連携講座の概要（別紙様式2）
- (3) 担当教員予定者の履歴書（別紙様式3）及び就任承諾書（別紙様式4）

(設置)

第6条 学長は、教育研究評議会の意見を参考として、当該社会連携講座の設置を決定するものとする。

(通知)

第7条 学長は、前条の決定に基づき、当該部局等の長に直ちに通知するものとする。

2 部局等の長は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該民間等の長に通知するものとする。

(設置期間)

第8条 社会連携講座の設置期間は、原則として3年以上5年以下とし、更新することができる。更新の手続きは、設置の例による。

(社会連携講座の構成)

第9条 社会連携講座は、少なくとも特任教授又は特任准教授1人及び特任准教授、特任助教又は特任助手1人を単位として構成するものとする。

(社会連携講座教員)

第10条 社会連携講座を担当する教員は、社会連携講座教員として採用する。

2 前項の社会連携講座教員の身分は、特定有期雇用職員及び特定短時間有期雇用職員とする。

3 社会連携講座教員の選考は、本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

第11条 社会連携講座教員は、当該社会連携講座における教育研究に従事するほか、当該社会連携講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

2 社会連携講座を置く部局等において、教授会等が必要と認めた場合は、特任教授又は特任准教授に相当する社会連携講座教員は、これに出席し、意見を述べることができるるものとする。

(客員教授)

第12条 社会連携講座教員は、東京藝術大学客員教授選考規則の定めるところにより、客員教授の称号を付与することができる。

(経費の受入れ)

第13条 社会連携講座の経費は、社会連携講座における教育研究が実施される全期間にわたって必要な額を、一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実である場合は、年度ごとに必要な経費を受け入れができるものとする。

(社会連携講座等に要する経費及び設備等の取扱い)

第14条 社会連携講座に要する経費及び設備等の取扱いについては、東京藝術大学共同研究取扱規則の当該規定を適用する。

2 前項の場合において、同規則第9条第1項イ中「民間機関等は、共同研究遂行のため特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人事費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び経費執行管理費、基盤的施設設備利用料、共同研究管理事務費等当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。」とあるのは、「民間機関等は、社会連携講座の運営及び当該共同研究の実施のために、社会連携講座教員の人事費、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の社会連携講座等における教育研究に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び経費執行管理費、基盤的施設設備利用料、社会連携講座管理事務費等当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。」とする。

3 前項の間接経費は直接経費の額の30パーセントに相当する額とする。

(社会連携講座等を含む共同研究の取扱い)

第15条 この規則に基づき締結する社会連携講座の設置に関する契約に定めるもののほか、社会連携講座を含む当該共同研究の取扱い及びその研究成果に基づく発明等の取扱いについては、東京藝術大学共同研究取扱規則に基づき締結する共同研究に関する契約によるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、社会連携講座の手続等に関する事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

殿

所 在 地
名 称
代 表 者 印

社会連携講座設置申込書

東京藝術大学社会連携講座規則を遵守のうえ、下記のとおり社会連携講座設置の申し込みをします。

記

1 社会連携講座の名称

2 設置目的

3 設置期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

4 社会連携講座経費 総額 円

5 備考

※備考欄には、経費の納入方法、事務担当者の連絡先及び連絡事項があればご記入願います。

別紙様式 2

社　会　連　携　講　座　の　概　要

- 1 部局等名称
- 2 社会連携講座の名称
- 3 設置申込者の名称
- 4 設置申込者の概要
- 5 社会連携講座経費 総額 円
- 6 社会連携講座の設置期間
- 7 社会連携講座教員の氏名及び職名
- 8 社会連携講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 9 現有組織の構成状況及びそれらに照らした社会連携講座経費の必要性

別紙様式3

履歴書		
ふりがな 氏名		
生年月日(年齢)		
学歴		
年月	事項	
職歴		
年月	事項	
学会及び社会における活動等		
年月	事項	
賞罰		
年月	事項	
上記のとおり相違ありません。 (元号) 年月日 氏名 印		

- (注) 1 「学歴」の欄は、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる高校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。
 なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄は、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄は、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

別紙様式 4

就 任 承 諾 書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

氏名 印

私は、東京藝術大学
担当の教員として、(元号) 年 月 日から就任することを承諾します。
社会連携講座設置の上は、当該社会連携講座